岩手県障がい者プラン（岩手県障がい者計画）（案）の概要

 計画の根拠、趣旨、位置づけ

障害者基本法第11条第２項の規定に基づく都道府県障害者計画に位置付けられ、障がい保健福祉施策の基本的方向性等を明らかにしたもの

 対象となる障がい者

　障害者総合支援法上の障害（児）者（発達障害者支援法上の発達障害（児）者を含む）に加え、高次脳機能障がい、難病、ひきこもり等のために生活上の制限があり、支援が必要な方について幅広く対象とする。

 計画の期間

平成30年度から35年度までの６か年

（※現計画：平成23年度～29年度の７か年）

 現状

１　障がい児・者の現状 〔P9〕

(1) 身体障がい者は減少傾向にあるが、知的、精神障がい者は増加傾向

【障がい者手帳所持者の推移】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H21 | H24 | H28 | H21⇒H28 |
| 身体 | 56,097 | 55,867 | 53,812 | △2,285 |
| 知的 | 10,141 | 10,978 | 11,693 | 1,552 |
| 精神 | 5,707 | 6,745 | 9,308 | 3,601 |
| 合計 | 71,945 | 73,590 | 74,813 | 2,868 |

(2) 65歳以上の障がい者の割合が増加傾向

(3) 発達障がい児・者、高次脳機能障がい者及び（精神疾患を起因とする）ひきこもりについては、

 正確な人数の把握が不可能

(4) 難病患者のうち、特定医療費受給者は平成28年度末現在で10,250人

(5) 地域移行者数は、第４期障がい福祉計画（H27～29）の目標値260人に対し、H28年度時点で160人とやや遅れている状況

２　相談支援体制 〔P23〕

(1) 発達障がい児・者、高次脳機能障がい者の相談支援件数は増加傾向

(2) 市町村単位で障がいを理由とする不利益な取扱い等に関する相談窓口を設置

(3) 「岩手県こころのケアセンター」及び「地域こころのケアセンター」において被災者のこころのケアを実施

３　療育支援体制 〔P29〕

(1) 障がい児療育の中核施設として岩手県立療育センターを設置

(2) 市町村により体制に格差があり、専門スタッフも不十分な状態

４　医療体制 〔P32〕

(1) 精神科病床数及び平均在院日数が全国平均を上回っている状況

５　就労・社会参加活動 〔P36〕

(1) 一般就労者数は徐々に増加している一方、一般就労を希望しながら就労できない障がい者の数も増加

(2) 一般就労移行後、定着が困難な者が多い傾向

(3) 福祉的就労者数は徐々に増加しているものの、工賃水準は低く経済的自立が難しい状況

(4) いわて障がい者就労支援振興センターにおいて、沿岸被災地の運営体制の安定化等を支援

６　障がい福祉サービス 〔P40〕

(1) 第４期障がい福祉計画に掲げる障がい福祉サービス等に係る指標の５割以上はＡ、Ｂ評価となっているものの、Ｃ、Ｄ評価の数が増えており、全体的にはやや遅れている状況

【障がい者福祉をめぐる最近の主な動向】

・ 平成28年４月【国】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行

・　平成28年 ４月【国】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（一部施行）

・　平成28年 ５月【国】成年後見制度の利用の促進に関する法律施行

・　平成28年 ６月【国】障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（平成30年４月施行）

・　平成28年 ８月【県】改正発達障害者支援法施行

・　平成28年10月【県】全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」開催

・　平成29年10月【県】県立療育センター移転新築工事竣工（平成30年１月業務開始）

・　平成30年 ３月【県】岩手県アルコール健康障害対策推進計画策定

・　平成30年 ４月【国】改正障害者雇用促進法施行（精神障がい者を法定雇用率の算定基礎の対象に追加）

 施策推進の体系と主な取り組み

Ⅰ　障がい者の権利を守り、障がい者のニーズ、特性に応じた適切な支援を提供 〔P55～72〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 具体的推進方向 | １　障がい者の権利擁護２　相談支援体制の充実・強化３　医療体制等の充実４　多様な障がいへの対応５　障がい者を支える人材の育成 | 主な取組 | ○　障がい者に対する不利益な取扱いの解消と虐待防止・　相談窓口職員研修等を通じた障がい者に対する不利益な取扱いの解消及び虐待の防止に向けた取組の推進○　重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者への対応・　保健、医療、福祉等の関連分野が連携を図るための協議の場の設置及び支援者の育成○　障がい者に対する適切な医療の提供・　精神科救急情報センターの充実による精神科救急医療体制の確保○　専門性の高い相談体制の整備・　発達障がい、ひきこもり、依存症等の多様な障がいに対応した相談支援体制の構築○　保健・福祉・医療人材の育成・　質の高い人材育成に向けた県立大学等との連携や障がい福祉サービス従事者研修の実施 |

Ⅱ　健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供　　　〔P73～80〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 具体的推進方向 | １　障がいの早期発見２　療育支援体制の充実３　教育の充実４　地域リハビリテーション体制の充実５　障がい者の高齢化への対応 | 主な取組 | ○　こころと体の健康づくりの推進・　被災地におけるこころのケアの推進○　療育支援ネットワークの構築・　県立療育センターと岩手医大等との連携による障がい児医療体制の構築○　施設や地域における高齢障がい者への支援の充実・　高齢者や障がい(児)者が共に利用できる「共生型サービス」の活用の推進・　高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 |

Ⅲ　障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加の促進　　　　　　〔P81～90〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 具体的推進方向 | １　多様な就労の場の確保２　社会参加活動の推進３　障がい者に対する県民理解の促進４　情報提供の充実 | 主な取組 | ○　一般企業への就労の促進と福祉的就労の場の拡充・　障害者就業・生活支援センターにおける就業及び日常生活、社会生活上の一体的な支援・　新たな職域拡大を図るための「農福連携」の取組の推進○　活動・交流の場や機会の確保・　障がい者の文化芸術活動やスポーツの振興・　パラリンピック等国際大会で活躍する障がい者アスリートの育成強化○　福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・　研究開発の進展に応じた福祉用具等の普及促進○　障がい特性に配慮した情報提供の充実・　手話通訳者や要約筆記者の養成等によるコミュニケーション支援・　行政情報提供の際のウェブアクセシビリティの向上 |

Ⅳ　障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域づくり　　〔P91～105〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 具体的推進方向 | １　障がい福祉サービスの充実２　地域移行の推進３　多様な主体による生活支援の促進４　住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進５　防災・防犯対策の充実東日本大震災津波を踏まえた対応（関連項目の再掲） | 主な取組 | ○　訪問系サービスの充実・　障害者総合支援法に基づく自立生活援助等の利用促進○　入所施設や精神科病院からの地域移行・地域生活支援の推進・　障がい保健福祉圏域又は市町村における地域生活支援拠点等の整備の促進○　ボランティア・ＮＰＯ等、住民参加による生活支援・　障がい者等の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるボランティア養成等推進○　移動の支援と旅行しやすい環境の整備・　「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の普及○　災害時の支援体制の充実・　避難支援体制や避難後の救援体制の計画的な整備・　地域における防災対策強化○　消費者被害の救済と防犯対策の強化・　防犯対策の強化支援○　沿岸被災地の障がい福祉サービス事業所の復興支援○　被災地におけるこころのケア |

　障がい（児）者をめぐる主な課題

（※【　】は【現状】の項目に対応）

・　共生き条例、障害者差別解消法の普及啓発及び相談支援体制を強化【2(2)】

・ 重症心身障がい児を含む医療的ケア児や発達障がい児等の支援に関する連携の確保、施策や取組の調整、実態の把握【3(1)(2)】

・ 発達障がい、ひきこもり等の多様な障がいに対応した地域における支援体制の整備【1(3)、2(1)】

・　被災者のこころのケアの継続的な取組及び関係機関の連携による相談支援体制の充実【2(3)】

・　移転新築後の県立療育センターの支援体制整備【3(1)】

・　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【4(1)】

・　高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用【1(2)】

・ 労働、教育分野と連携し、精神障がい者を含めた障がい者の就労とその定着に向けた支援体制の強化【5(1)(2)】

・　農福連携による障がい者の職域の拡大【5(1)(3)】

・　希望郷いわて大会のレガシーの継承

・　障がい者のハンディキャップを解消するＩＣＴ

　の開発

・　福祉施設からの地域移行の促進【1(5)】

・障がい福祉サービス等の充実及びインフォーマルサービスも含めた社会資源の充実【6(1)】

・　障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備【1(2)、1(5)】

・　相模原事件や大規模自然災害を教訓とした防犯・防災対策の強化

【基本的な考え方】

○　障がいを理由とした不利益な取扱いや虐待を受けることがなく、全ての障がい者が、自らのニーズに応じた適切な支援が受けられるようにすること。

○　医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、ライフステージのあらゆる場面に応じ、一貫性・継続性のある適切な支援が受けられること。

○　障がい者に対する県民理解を促進し、障がい者の多様な就労や社会参加の機会を確保すること。

○　障がい者の地域移行を推進するとともに、公的な障がい福祉サービスはもとよりインフォーマルサービスも含めた社会資源を整備すること